平成２８年（フ）第１０号
新潟県村上市南町２丁目10番14号
破産者　株式会社深沢工務店
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３０８号
愛知県北名古屋市沖村佐渡67番地
破産者　株式会社大仙Ｅ・Ｒデザイン
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３７号
名古屋市西区大野木１丁目７番地
破産者　有限会社愛知洋書
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５３号
神戸市中央区塚割通７丁目１番16号
破産者　有限会社フジヤ・ヤマダ
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９３号
神戸市灘区赤松町３丁目１番１号メゾン・デ・ポロニア204
破産者　株式会社スターリング
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５６号
沖縄県那覇市国場1168番地の22和高建設工業ビル２階
破産者　株式会社アース・グラフィックス
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３号
（最後の住所）北海道赤平市平岸新光町５丁目33番地
破産者　被相続人亡渡辺靖男相続財産
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
青森市大字幸畑字谷脇62番地３－１
破産者　有限会社興領技建
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９７５号
千葉県市川市市川４丁目10番25号
破産者　株式会社ハッピー・ライフ
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０号
神奈川県伊勢原市小稲葉1275番地の５
破産者　有限会社高橋組
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２２４号
神奈川県平塚市東八幡３丁目15番16－２－101号　平塚ニューライフ
破産者　有限会社湘南情報開発
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５５号
岡山市北区下中野520番地の２
破産者　株式会社三栄
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５７号
大阪市中央区南船場３丁目７番30号菅田ビル７Ｆ、登記簿上の住所大阪市中央区南船場３丁目７番30号
破産者　ジェイケイ株式会社
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９号
岡山県赤磐市沼田950番地３
破産者　小原　節子
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８号
岡山市北区北長瀬本町10番１号108
破産者　藤本　悦子
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２７０号
さいたま市北区今羽町410番地１　コスモ大宮北204号
破産者　石橋　和真
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３２号
札幌市中央区南８条西18丁目３番７－201号
破産者　金　　理乃（旧姓龍方）
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４６号
札幌市白石区菊水元町６条４丁目５番７号
破産者　川井　浩之
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７８号
札幌市南区南32条西９丁目１番１－619号
破産者　浅野　友明
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３７号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目９番14号　トミーハイツ101、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台２丁目２番地の８
破産者　伊藤　順夫
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係